

Hey you! Hey you!
What's your name?

♪
♭ ♪ . . . !

誰だ！誰だ！誰なんだ！？

1月16日、大阪地方裁判所において組合員の竹本さん、21日に前田さんの平成25年夏季手当減額（ボーナスカット）の不当性を訴え申し立てた労働審判が行われました。

二人は共に、事前に会社代理人から提出された答弁書の中で、平成24年10月1日～平成25年3月31日までの査定期間中、10件の非違行為としている事象について、一切管理者の名前が明らかにされておらず、「裁量権の濫用」をしていないことに対する説明義務を放棄していること、その非違行為としている事象に対して全て現場長から指導された事実はないこと、及び会社が、現場管理者から5W1Hの報告を現場長にしている証拠としたファイルも説明義務として出すべきだと粘り強く会社弁護士、審判員に訴えかけました。

しかし、会社代理人の弁護士は、「明らかにすると注意指導した管理者の名前を組合掲示板に情報として貼ったり、ビラとして配布したりする」といったことを問題にして二人の主張にまともに答えることはなく、審判手続きを混乱させた形で終わりました。

今回の労働審判で会社が明らかにしたことは、「管理者が注意指導したりすると、^{あつれき}軋轢が出る。管理者にプレッシャーがかかる・・・」と管理者擁護の姿勢だけが明らかになりました。

これは、これまでそして今後も管理者の恣意的でデッチ上げ含めた「注意指導」という一方的発動条件が阻害される可能性からの、全て現場管理者擁護の茶番であることは言うまでもありません。

誰だ！誰だ！誰なんだ！？

恣意的に、勝手にありもしない事をあげつらい！

♪
♭ ♪ . . . !

Hey you! What's your name?`

管理者自ら軋轢が生じたりプレッシャーがかかるような自己保身のための虚偽申告は直ちに止めろ！！